

## 第9回一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会 次第

日時：平成16年7月2日(金)午前9時30分から

場所：一宮地場産業ファッションデザインセンター 展示ホール

### 1 開会

### 2 会長あいさつ

### 3 議題

(1) 小委員会の会議状況報告 (資料1・2、資料別冊)

#### (2) 協議事項

##### 決算関係

協議第64号 平成15年度一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会事業報告について (資料3)

協議第65号 平成15年度一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会歳入歳出決算について (資料4)

##### 総務文教小委員会関係

協議第66号 特別職の身分の取扱いについて (資料5)

協議第67号 事務組織及び機構の取扱いについて (資料6)

協議第68号 窓口業務について (資料7)

#### (3) 意見交換

#### (4) その他

・次回協議会の開催日程について (資料8)

### 4 閉会

報告事項

小委員会の会議状況報告

(平成 16 年 5 月 12 日以降)

1 新市建設計画作成等小委員会

第 1 1 回委員会(平成 16 年 6 月 29 日開催:一宮地場産業ファッションデザインセンター第 1 会議室)

【協議事項等】

(1)協議事項

協定項目 2 合併の期日について

協定項目 25 新市建設計画に係る事項について

2 総務文教小委員会

第 9 回委員会(平成 16 年 5 月 19 日開催:木曾川町役場 大委員会室)

【協議事項等】

(1)協議事項

協定項目 11 特別職の身分の取扱いについて・・・承認

協定項目 13 事務組織及び機構の取扱いについて・・・承認

協定項目 23-08 窓口業務について・・・承認

# 合併協定項目一覧

資料 2

(平成16年7月1日現在)

合併協定項目		該当小委員会					協議状況
1	合併の方式	新市					協議会で確認
2	合併の期日	新市					協議会で確認 ※
3	新市の名称	新市					協議会で確認
4	新市の事務所の位置	新市					協議会で確認
5	財産の取扱い	新市					協議会で確認
6	地域審議会の取扱い	新市					協議会で確認
7	議会の議員の定数及び任期の取扱い		総務				協議会で確認
8	農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い				経済		協議会で確認
9	地方税の取扱い		総務				協議会で確認
10	一般職の職員の身分の取扱い		総務				協議会で確認
11	特別職の身分の取扱い		総務				小委員会で確認
12	条例、規則等の取扱い		総務				協議会で確認
13	事務組織及び機構の取扱い		総務				小委員会で確認
14	一部事務組合等の取扱い		総務				協議会で確認
15	使用料、手数料等の取扱い		総務	厚生	経済	建設	協議会で確認
16	公共的団体等の取扱い		総務	厚生	経済	建設	協議会で確認
17	補助金、交付金等の取扱い		総務	厚生	経済	建設	協議会で確認
18	町名・字名の取扱い		総務				協議会で確認
19	慣行の取扱い		総務				協議会で確認
20	国民健康保険事業の取扱い			厚生			協議会で確認
21	介護保険事業の取扱い			厚生			協議会で確認
22	消防団の取扱い		総務				協議会で確認
23	各種事務事業の取扱い						
- 01	女性政策事業		総務				協議会で確認
- 02	姉妹都市、国際交流事業		総務				協議会で確認
- 03	電算システム事業		総務				協議会で確認
- 04	広報広聴関係事業		総務				協議会で確認
- 05	納税関係事業		総務				協議会で確認
- 06	消防防災関係事業		総務				協議会で確認
- 07	交通関係事業		総務				協議会で確認
- 08	窓口業務		総務	厚生	経済	建設	小委員会で確認
- 09	保健衛生事業			厚生			協議会で確認
- 10	障害者福祉事業			厚生			協議会で確認
- 11	高齢者福祉事業			厚生			協議会で確認
- 12	児童福祉事業			厚生			協議会で確認
- 13	保育事業			厚生			協議会で確認
- 14	生活保護事業			厚生			協議会で確認
- 15	その他の福祉事業			厚生			協議会で確認
- 16	健康づくり事業			厚生			協議会で確認
- 17	病院事業			厚生			協議会で確認
- 18	環境対策事業				経済		協議会で確認
- 19	農林水産関係事業				経済		協議会で確認
- 20	商工・観光関係事業				経済		協議会で確認
- 21	勤労者・消費者関連事業				経済		協議会で確認
- 22	建設関係事業					建設	協議会で確認
- 23	上・下水道事業					建設	協議会で確認
- 24	市(町)立学校の通学区域		総務				協議会で確認
- 25	学校教育事業		総務				協議会で確認
- 26	文化振興事業		総務				協議会で確認
- 27	コミュニティ施策		総務				協議会で確認
- 28	社会教育事業		総務				協議会で確認
- 29	その他事業		総務	厚生	経済	建設	協議会で確認
24	その他		総務	厚生	経済	建設	
25	新市建設計画に係る事項	新市					小委員会で協議中

## <協議状況について>

小委員会で協議中	小委員会で提案され協議中になっているもの
小委員会で確認	小委員会で確認され協議会へ提案することになっているもの
協議会で協議中	協議会で提案され協議中になっているもの
協議会で確認	協議会で確認されたもの
協議会で確認 ※	協議会で一旦確認されましたが後日改めて詳しい事項が決定されるもの

## 平成 15 年度 一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会事業報告

## 1 協議会の開催

合併協議に関わる様々な事項を協議するため計 6 回開催しました。

## 2 小委員会の開催

協定項目の協議について協議会からの付託を受け、以下のとおり小委員会を開催しました。

- (1) 新市建設計画作成等小委員会 9 回
- (2) 総務文教小委員会 7 回
- (3) 厚生小委員会 6 回
- (4) 経済環境小委員会 6 回
- (5) 建設小委員会 7 回

## 3 幹事会、専門部会及び分科会の開催

協議会、小委員会に提案する必要な事項等について、協議、調整を行いました。

- (1) 幹事会 10 回
- (2) 専門部会・分科会 随時

## 4 新市名称の募集

新市にふさわしい名称を選定するため、一宮市・尾西市・木曾川町の住民を対象に公募を行いました。

- 募集期間 平成 15 年 10 月 15 日～平成 15 年 11 月 11 日
- 応募総数 2,624 件
- 名称の種類 298 種

## 5 合併シンポジウムの開催

合併協議についての住民への周知と、気運の高揚を図るため、下記のとおりシンポジウムを開催しました。

開催日	会場	参加者数
11 月 1 日	木曾川町中央公民館	120 人
11 月 29 日	一宮地場産業ファッションデザインセンター	270 人
12 月 14 日	尾西文化会館	270 人

## 6 住民説明会の開催

合併協議の概要（新市の行政サービスや住民負担、新市建設の基本方針等）について説明を行いました。

- 実施期間 平成 16 年 1 月 17 日～2 月 15 日
- 開催回数 26 回
- 延べ参加人員 1,972 人

## 7 住民意識調査の実施

新市のまちづくりなどについての住民の意向等を把握し、今後の協議に反映するとともに、合併に対する関心を高めることを目的に、住民意識調査(アンケート)を実施しました。

○調査期間 平成16年2月3日～26日

サンプル数	有効配布数	回収数	回収率
10,000	9,929	6,223	62.7%

○委託先 (社)地域問題研究所

## 8 協議会だよりの発行

合併協議会の協議内容や進捗状況等をお知らせするため協議会だよりを作成し、市町広報折り込みにより配布しました。

○平成15年度発行回数 5回(9月・10月(臨時号)・11月・1月・3月)

○平成15年度発行部数 1回当たり約130,000部(2市1町全戸配布)

## 9 ホームページの開設・運営

協議会・小委員会の結果の周知や資料・会議録の提供、合併についての各種意見の受付等のためホームページを開設しました。

○アクセス件数 約34,000件(平成16年3月31日現在)

## 10 事務事業現況調査

合併協議会、小委員会へ諮る協定項目についての事務的な現況把握、調整を行いました。

## 11 先進地調査

合併協議の今後の進め方についての参考とするため、事務局職員が合併先進地調査を実施しました。

○愛知県田原市 平成16年3月10日

○広島県廿日市市 平成16年3月12日

## 12 その他

建設計画の策定にあたり、基礎的データの収集・分析、主要指標の将来推計等専門知識が必要となることから、「新市建設計画策定支援業務委託」として一部作業を専門業者に委託しました。

○委託先 (株)UFJ総合研究所名古屋本社

平成 1 5 年度

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会

歳入歳出決算書

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会

平成15年度一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会歳入歳出決算書

歳 入

(単位：円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
1 負担金		41,437,000	41,437,000	41,437,000	0	0	0
	1 負担金	41,437,000	41,437,000	41,437,000	0	0	0
2 諸収入		1,000	205	205	0	0	△ 795
	1 預金利息	1,000	205	205	0	0	△ 795
3 県支出金		1,000,000	1,000,000	1,000,000	0	0	0
	1 県支出金	1,000,000	1,000,000	1,000,000	0	0	0
歳入合計		42,438,000	42,437,205	42,437,205	0	0	△ 795

5

歳 出

(単位：円)

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較
1 運営費		19,544,000	15,836,824	0	3,707,176	3,707,176
	1 会議費	6,582,000	5,139,362	0	1,442,638	1,442,638
	2 事務費	12,962,000	10,697,462	0	2,264,538	2,264,538
2 事業費		22,594,000	17,345,909	0	5,248,091	5,248,091
	1 事業費	22,594,000	17,345,909	0	5,248,091	5,248,091
3 予備費		300,000	0	0	300,000	300,000
	1 予備費	300,000	0	0	300,000	300,000
歳出合計		42,438,000	33,182,733	0	9,255,267	9,255,267

歳入歳出差引残額 9,254,472 円

歳入歳出事項別明細書

歳 入

(単位：円)

款	項	目	予 算 現 額					調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	備 考		
			当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	継続費及び繰 越事業費繰越 財源充当額	計	節							
							区 分						金 額	
1 負担金			42,437,000	△ 1,000,000	0	41,437,000		41,437,000	41,437,000	41,437,000	0	0		
	1 負担金		42,437,000	△ 1,000,000	0	41,437,000		41,437,000	41,437,000	41,437,000	0	0		
		1 負担金		42,437,000	△ 1,000,000	0	41,437,000		41,437,000	41,437,000	41,437,000	0	0	
							1 負担金	41,437,000	41,437,000	41,437,000	41,437,000	0	0	構成市町負担金 一宮市 26,032,000 尾西市 8,778,000 木曾川町 6,627,000
2 諸収入			1,000	0	0	1,000		1,000	205	205	0	0		
	1 預金利息		1,000	0	0	1,000		1,000	205	205	0	0		
		1 預金利息		1,000	0	0	1,000		1,000	205	205	0	0	
								1 預金利息	1,000	205	205	0	0	預金利息
3 県支出金			0	1,000,000	0	1,000,000		1,000,000	1,000,000	1,000,000	0	0		
	1 県支出金		0	1,000,000	0	1,000,000		1,000,000	1,000,000	1,000,000	0	0		
		1 県支出金		0	1,000,000	0	1,000,000		1,000,000	1,000,000	1,000,000	0	0	
								1 県支出金	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	0	0
歳 入 合 計			42,438,000	0	0	42,438,000		42,438,000	42,437,205	42,437,205	0	0		



歳 出

(単位：円)

款	項	目	予 算 現 額					支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額			不 用 額	備 考			
			当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	継 続 費 及 び 繰 越 事 業 費 繰 越 額	予 備 費 支 出 及 び 流 用 増 減	計		節		継 続 費 通 次 繰 越			繰 越 明 許 費	事 故 繰 越 し	
									区 分	金 額						
1 運営費	1 会議費		16,890,000	2,654,000	0	0	19,544,000		19,544,000	15,836,824	0	0	0	3,707,176		
			6,582,000	0	0	0	6,582,000		6,582,000	5,139,362	0	0	0	1,442,638		
		1 会議費	6,582,000	0	0	0	6,582,000		6,582,000	5,139,362	0	0	0	1,442,638		
								1 報酬	3,695,000	3,420,000	0	0	0	275,000	委員報酬	
								8 報償費	20,000	0	0	0	0	20,000		
								9 旅費	124,000	0	0	0	0	124,000		
								11 需用費	263,000	132,992	0	0	0	130,008	食糧費	
								13 委託料	2,205,000	1,356,600	0	0	0	848,400	議事録作成委託料	
								14 使用料及び賃借料	275,000	229,770	0	0	0	45,230	会場使用料	
		2 事務費		10,308,000	2,654,000	0	0	12,962,000		12,962,000	10,697,462	0	0	0	2,264,538	
		1 事務費		10,308,000	2,654,000	0	0	12,962,000		12,962,000	10,697,462	0	0	0	2,264,538	
								3 職員手当等	7,104,000	6,492,914	0	0	0	611,086	時間外勤務手当	
								7 賃金	711,000	677,050	0	0	0	33,950	臨時事務賃金	
								9 旅費	402,000	148,040	0	0	0	253,960	普通旅費 17,000 特別旅費 131,040	
								11 需用費	541,000	535,832	0	0	0	5,168	消耗品費 321,737 印刷製本費 214,095	
								12 役務費	480,000	299,377	0	0	0	180,623	通信運搬費 183,095 インターネット接続料 62,006 手数料 54,276	
								14 使用料及び賃借料	1,986,000	1,858,111	0	0	0	127,889	電子複写機使用料 1,487,259 庁舎使用料 370,852	
							18 備品購入費	1,738,000	686,138	0	0	0	1,051,862	庁用備品購入費 673,858 図書購入費 12,280		
2 事業費	1 事業費		25,248,000	△ 2,654,000	0	0	22,594,000		22,594,000	17,345,909	0	0	0	5,248,091		
			25,248,000	△ 2,654,000	0	0	22,594,000		22,594,000	17,345,909	0	0	0	5,248,091		
		1 事業費	25,248,000	△ 2,654,000	0	0	22,594,000		22,594,000	17,345,909	0	0	0	5,248,091		
							8 報償費	1,317,000	527,000	0	0	0	790,000	シンポジウム謝礼 347,000 住民説明会謝礼 180,000		
							11 需用費	10,022,000	7,358,204	0	0	0	2,663,796	消耗品費 313,262 食糧費 52,825 印刷製本費 6,992,117		
							13 委託料	11,089,000	9,295,125	0	0	0	1,793,875	ホームページ作成委託料 655,200 シンポジウム講演録作成委託料 187,425 住民意識調査委託料 3,255,000 新市建設計画策定支援業務委託料 5,197,500		
						14 使用料及び賃借料	166,000	165,580	0	0	0	420	会場使用料			
3 予備費	1 予備費		300,000	0	0	0	300,000		300,000	0	0	0	0	300,000		
			300,000	0	0	0	300,000		300,000	0	0	0	0	300,000		
		1 予備費	300,000	0	0	0	300,000		300,000	0	0	0	0	300,000		
歳 出 合 計			42,438,000	0	0	0	42,438,000		42,438,000	33,182,733	0	0	0	9,255,267		

## 実質収支に関する調書

(単位：円)

区 分	金 額	
1 歳 入 総 額	42,437,205	
2 歳 出 総 額	33,182,733	
3 歳入歳出差引額	9,254,472	
4 翌年度へ繰越すべき財源	1 継続費逡次繰越額	0
	2 繰越明許費繰越額	0
	3 事故繰越し繰越額	0
	計	0
5 実質収支額	9,254,472	
6 実質収支額のうち地方自治法233条の2の規定による 基金繰入額	0	

平成15年度  
一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会  
歳入歳出決算監査報告書

	〔自 平成15年 7月 2日〕 〔至 平成16年 3月31日〕
歳入予算現額	42,438,000 円
歳入決算額	42,437,205 円
歳出予算現額	42,438,000 円
歳出決算額	33,182,733 円
歳入歳出差引残額	9,254,472 円
翌年度繰越額	9,254,472 円

平成15年度一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会歳入歳出決算書及び証拠書類の内容につき監査したところ、いずれも適正に処理されていたので報告します。

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会  
会長 谷 一 夫 様

平成16年6月18日

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会監査委員 木村謙一（自署）

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会監査委員 臼井孝嘉（自署）

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会監査委員 安田照政（自署）

特別職の身分の取扱いについて（協定項目第11号）

特別職の身分の取扱いに係る調整方針（案）を次のとおり提案する。

協定項目	特別職の身分の取扱い
調整方針	尾西市及び木曾川町の常勤の特別職（教育長を含む）は、失職するものとする。

協議状況	
提案	平成16年 7月 2日
協議	平成16年 7月 2日
確認	平成 年 月 日

# 一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会

協議項目		特別職の身分の取扱い					
調整の方針（案）		尾西市及び木曾川町の常勤の特別職（教育長を含む）は、失職するものとする。					
項目		一宮市		尾西市		木曾川町	
常勤の特別職		現員数	任 期	現員数	任 期	現員数	任 期
役職名	市・町長	1人	自 平成15年 1月24日 至 平成19年 1月23日	1人	自 平成15年 4月27日 至 平成19年 4月26日	1人	自 平成14年 2月10日 至 平成18年 2月 9日
	助 役	2人	自 平成15年 4月 1日 至 平成19年 3月31日 自 平成15年 7月 3日 至 平成19年 7月 2日	1人	自 平成15年 6月17日 至 平成19年 6月16日	1人	自 平成15年 3月25日 至 平成19年 3月24日
	収 入 役	1人	自 平成15年 7月25日 至 平成19年 7月24日	1人	自 平成16年 1月14日 至 平成20年 1月13日	1人	自 平成15年 3月25日 至 平成19年 3月24日
	教 育 長	1人	自 平成12年10月 1日 至 平成16年 9月30日	1人	自 平成12年10月19日 至 平成16年10月18日	1人	自 平成15年10月 1日 至 平成19年 9月30日
	常勤の監査委員	1人	自 平成15年 4月 1日 至 平成19年 3月31日	-	-	-	-
	水道事業等管理者	1人	自 平成15年 7月25日 至 平成19年 7月24日	-	-	-	-

# 一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会

協 議 項 目	特別職の身分の取扱い		
先 進 事 例	市町村名	合併期日	調 整 方 針
	田原市	H15. 8. 20	赤羽根町の常勤の特別職（教育長を含む）の職員の身分の取扱いについては、両町の長が別に協議して定めるものとする。
	八戸市	H17. 1. 1 (予定)	階上町、福地村、南郷村、名川町、南部町、田子町及び新郷村の特別職の職員は、失職する。
	飯能市	H17. 1. 1 (予定)	名栗村の常勤の特別職の職員（村長、助役、収入役及び教育長）は、失職するものとする。

# 一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会

協議項目	特別職の身分の取扱い
関係法令	<p><b>◎地方公務員法(抄)</b>  <b>(一般職に属する地方公務員及び特別職に属する地方公務員)</b>  <b>第3条</b> 地方公務員の職は、一般職と特別職とに分ける。                  2 一般職は、特別職に属する職以外の一切の職とする。                  3 特別職は、左に掲げる職とする。                  (1) 就任について公選又は地方公共団体の議会の選挙、議決若しくは同意によることを必要とする職                  (1)の2 地方開発事業団の理事長、理事及び監事の職                  (1)の3 地方公営企業の管理者及び企業団の企業長の職                  (2) 法令又は条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程により設けられた委員及び委員会（審議会その他これに準ずるものを含む。）の構成員の職で臨時又は非常勤のもの                  (3) 臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずる者の職                  (4) 地方公共団体の長、議会の議長その他地方公共団体の機関の長の秘書の職で条例で指定するもの                  (5) 非常勤の消防団員及び水防団員の職</p> <p><b>◎地方自治法(抄)</b>  <b>(市町村長)</b>  <b>第139条</b> 《略》                  2 市町村に市町村長を置く。  <b>(長の任期)</b>  <b>第140条</b> 普通地方公共団体の長の任期は、4年とする。                  2 《略》</p> <p><b>◎地方自治法(抄)</b>  <b>(助役の設置)</b>  <b>第161条</b> 《略》                  2 市町村に助役1人を置く。但し、条例でこれを置かないことができる。                  3 副知事及び助役の定数は、条例でこれを増加することができる。  <b>(助役の選任)</b>  <b>第162条</b> 副知事及び助役は、普通地方公共団体の長が議会の同意を得てこれを選任する。  <b>(助役の任期)</b>  <b>第163条</b> 副知事及び助役の任期は、4年とする。但し、普通地方公共団体の長は、任期中においてもこれを解職することができる。</p>

## 一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

協 議 項 目	特別職の身分の取扱い
関 係 法 令	<p><b>◎地方自治法(抄)</b>  <b>(収入役・副収入役)</b>  <b>第168条 《略》</b>            2 市町村に収入役1人を置く。但し、町村は、条例で収入役を置かず町村長又は助役をしてその事務を兼掌させることができる。            3～6 《略》            7 第141条、第142条、第159条、第162条、第163条本文及び第164条の規定は、出納長及び収入役にこれを準用する。            8・9 《略》</p> <p><b>◎地方教育行政の組織及び運営に関する法律(抄)</b>  <b>(教育長)</b>  <b>第16条</b> 教育委員会に、教育長を置く。            2 教育長は、第6条の規定にかかわらず、当該教育委員会の委員(委員長を除く。)である者のうちから、教育委員会が任命する。            3 教育長は、委員としての任期中在任するものとする。ただし、地方公務員法第27条から第29条までの規定の適用を妨げない。            4 教育長は、委員の職を辞し、失い、又は罷免された場合においては、当然に、その職を失うものとする。  <b>(教育長及び事務局職員の身分取扱)</b>  <b>第22条</b> 教育長及び第19条第1項及び第2項に規定する事務局の職員の任免、給与、懲戒、服務その他の身分取扱に関する事項は、この法律及び教育公務員特例法に特別の定があるものを除き、地方公務員法の定めるところによる。</p> <p><b>◎教育公務員特例法(抄)</b>  <b>(教育長の給与等)</b>  <b>第17条</b> 教育長については、地方公務員法第22条から第25条まで(条件附任用及び臨時的任用並びに職階制及び給与、勤務時間その他の勤務条件)の規定は、適用しない。            2 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件については、他の一般職に属する地方公務員とは別個に、当該地方公共団体の条例で定める。</p> <p><b>◎地方公営企業法(抄)</b>  <b>(管理者の設置)</b>  <b>第7条</b> 地方公営企業を経営する地方公共団体に、地方公営企業の業務を執行させるため、第2条第1項の事業ごとに管理者を置く。ただし、条例で定めるところにより、政令で定める地方公営企業について管理者を置かず、又は2以上の事業を通じて管理者1人を置くことができる。なお、水道事業(簡易水道事業を除く。)及び工業用水道事業を併せて経営する場合又は軌道事業、自動車運送事業及び鉄道事業のうち2以上の事業を併せて経営する場合においては、それぞれ当該併せて経営する事業を通じて管理者1人を置くことを常例とするものとする。</p>



## 一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

協 議 項 目	特別職の身分の取扱い
関 係 法 令	<p><b>(管理者の選任及び身分取扱い)</b></p> <p><b>第7条の2</b> 管理者は、地方公営企業の経営に関し識見を有する者のうちから、地方公共団体の長が任命する。</p> <p>2～3 《略》</p> <p>4 管理者の任期は、4年とする。</p> <p>5 管理者は、再任されることができる。</p> <p>6 管理者は、常勤とする。</p> <p>7～11 《略》</p> <p><b>◎地方公営企業法施行令(抄)</b> <b>(管理者を置かないことができる企業)</b></p> <p><b>第8条の2</b> 法第7条ただし書に規定する政令で定める地方公営企業は、次に掲げる事業（普通地方公共団体の設置があつた場合において、当該普通地方公共団体の長が選挙されるまでの間に限り、当該普通地方公共団体の経営する事業を除く。）以外の事業とする。</p> <p>1 水道事業（簡易水道事業を除く。第8条の4及び第26条の6において同じ。）で常時雇用される職員の数が200人以上であり、かつ、給水戸数が5万戸（水道用水供給事業にあつては、給水能力が1日20万立方メートル）以上であるもの</p> <p>2～5 《略》</p> <p><b>◎地方自治法(抄)</b> <b>(監査委員の設置及び定数)</b></p> <p><b>第195条</b> 普通地方公共団体に監査委員を置く。</p> <p>2 監査委員の定数は、都道府県及び政令で定める市にあつては4人とし、その他の市にあつては条例の定めるところにより3人又は2人とし、町村にあつては2人とする。</p> <p><b>(選任及び兼職の禁止)</b></p> <p><b>第196条</b> 監査委員は、普通地方公共団体の長が、議会の同意を得て、人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者（以下本款において「識見を有する者」という。）及び議員のうちから、これを選任する。この場合において、議員のうちから選任する監査委員の数は、監査委員の定数が4人のときは2人又は1人、3人以内のときは1人とするものとする。</p> <p>2～3 《略》</p> <p>4 識見を有する者のうちから選任される監査委員は、これを常勤とすることができる。</p> <p>5 《略》</p> <p><b>(任期)</b></p> <p><b>第197条</b> 監査委員の任期は、識見を有する者のうちから選任される者にあつては4年とし、議員のうちから選任される者にあつては議員の任期による。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。</p>

## 事務組織及び機構の取扱いについて（協定項目第13号）

事務組織及び機構の取扱いに係る調整方針（案）を次のとおり提案する。

協定項目	事務組織及び機構の取扱い
調整方針	<p>(1) 「新市における事務組織・機構の整備方針」に基づき、一宮市の組織を基本に統合する。なお、一宮市にない組織は所管の部に帰属させるものとする。</p> <p>(2) 部署の配置は、一宮庁舎・尾西庁舎・木曾川庁舎に機能を分散させる分庁方式とし、原則、部局単位の配置とするものとする。</p> <p>①尾西庁舎には、建設部門及び水道部門（一部除く）を配置する。</p> <p>②木曾川庁舎には、教育部門を配置する。</p> <p>③一宮庁舎には、それ以外の企画・管理部門等を配置する。</p> <p>(3) 尾西庁舎・木曾川庁舎には窓口部門を設置するものとする。</p>

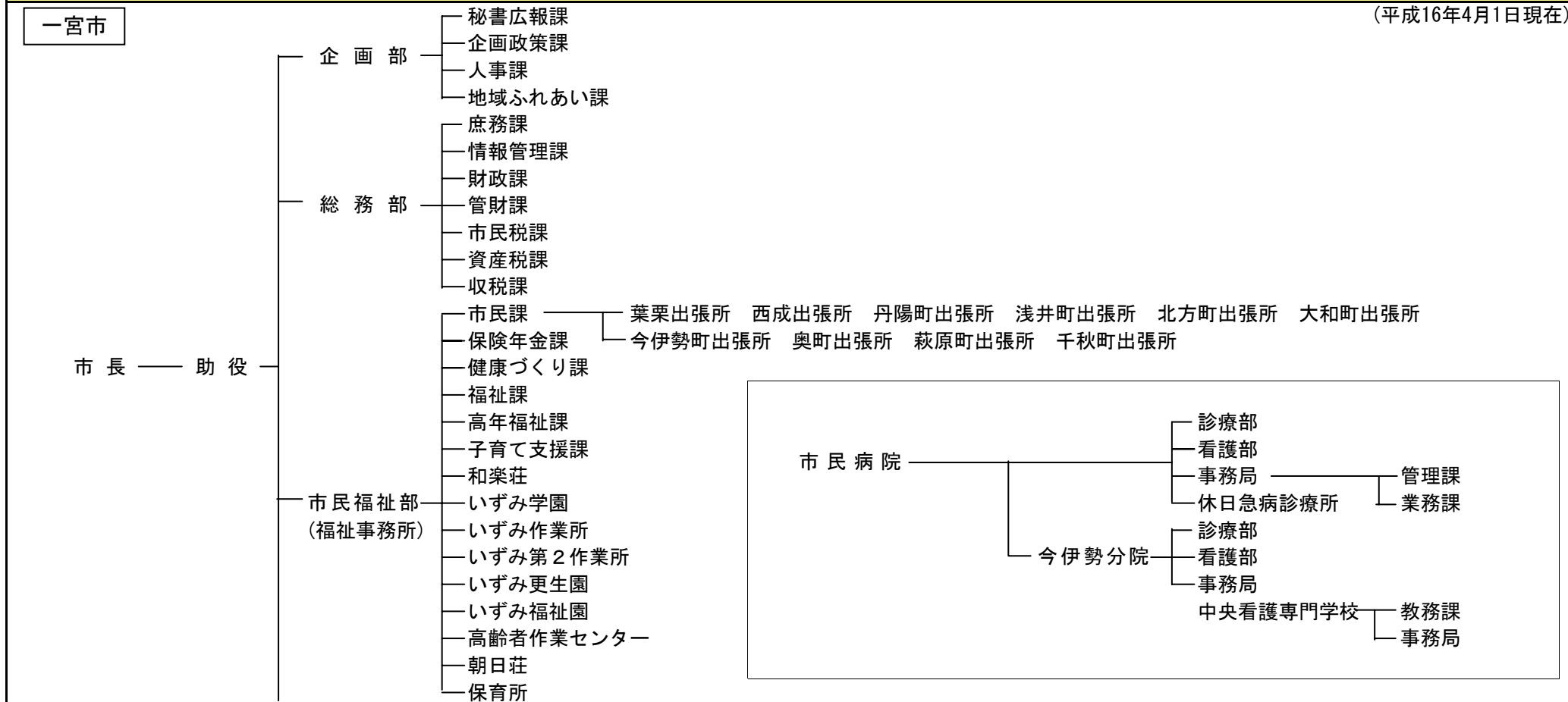
協議状況			
提案	平成16年	7月	2日
協議	平成16年	7月	2日
確認	平成	年	月 日

# 一宮市・尾西市・木曽川町合併協議会の調整内容

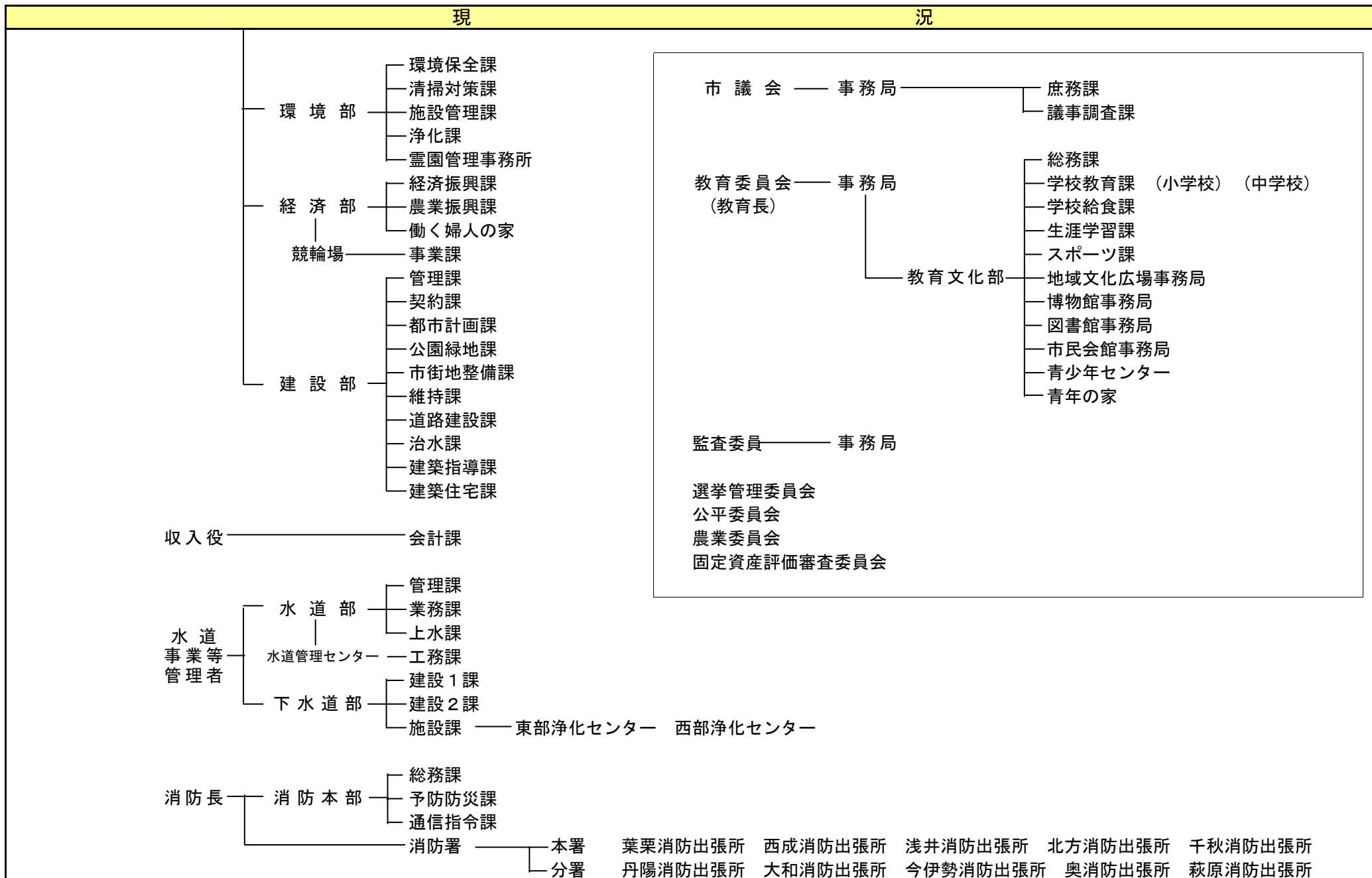
総務文教部会 総務・選挙分科会

協議項目	事務組織及び機構の取扱い
調整方針(案)	<p>(1) 「新市における事務組織・機構の整備方針」に基づき、一宮市の組織を基本に統合する。なお、一宮市にない組織は所管の部に帰属させるものとする。</p> <p>(2) 部署の配置は、一宮庁舎・尾西庁舎・木曽川庁舎に機能を分散させる分庁方式とし、原則、部局単位の配置とするものとする。</p> <p>①尾西庁舎には、建設部門及び水道部門(一部除く)を配置する。</p> <p>②木曽川庁舎には、教育部門を配置する。</p> <p>③一宮庁舎には、それ以外の企画・管理部門等を配置する。</p> <p>(3) 尾西庁舎・木曽川庁舎には窓口部門を設置するものとする。</p>

## 現 況

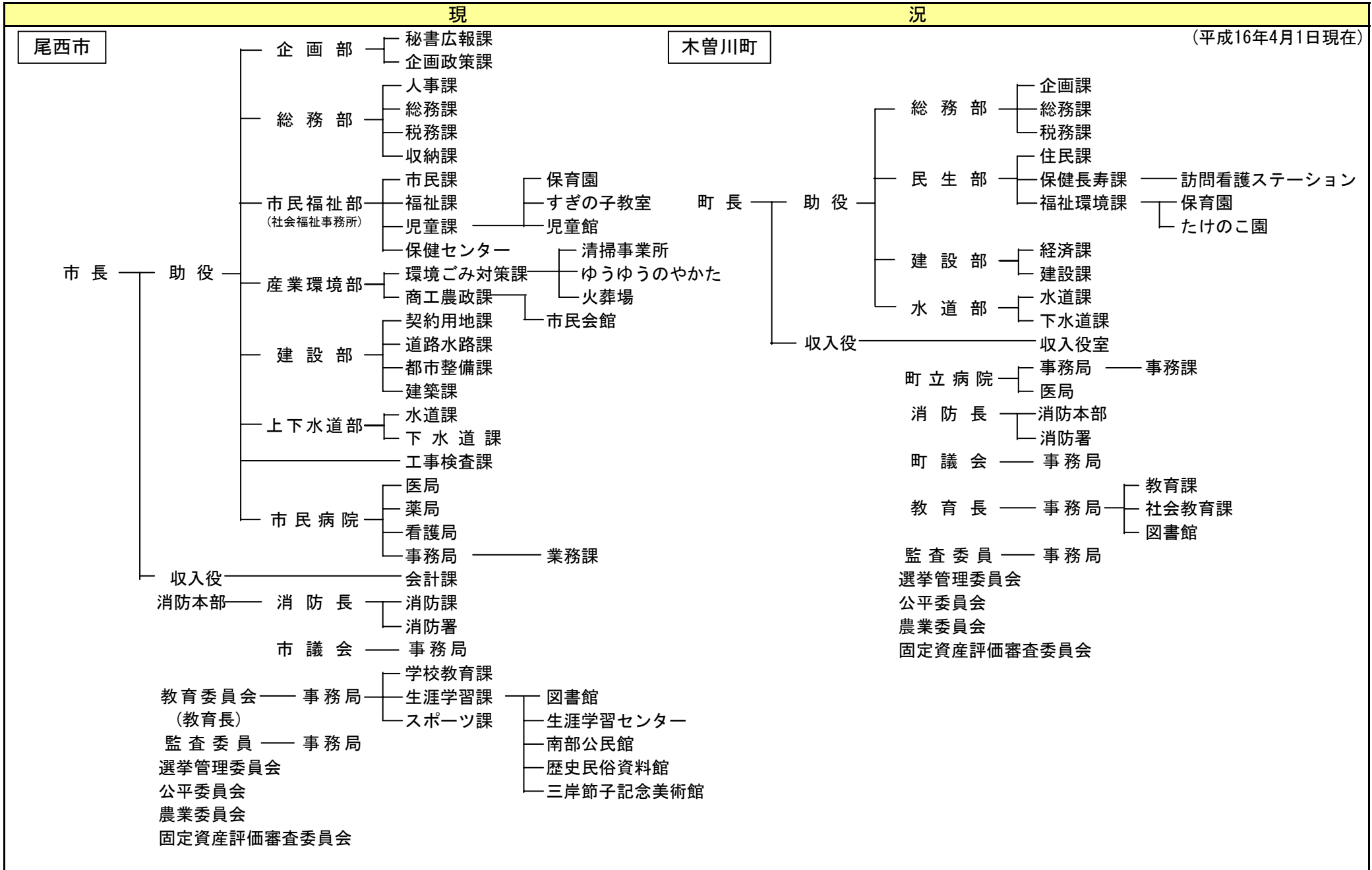


# 一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容



# 一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

(平成16年4月1日現在)



# 一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

参

考

資

料

## 【新市における事務組織・機構の整備方針】

- ①市民に分かりやすく、住民サービスの向上を図ることができる組織・機構
- ②市民の声を適正にかつ迅速に反映することができる組織・機構
- ③新たな行政課題や様々な行政需要に弾力的で柔軟に対応できる組織・機構
- ④簡素で効率的な組織・機構
- ⑤新市の建設計画を円滑に遂行できる組織・機構
- ⑥指揮命令系統が明確な組織・機構
- ⑦職員の能力を十分に活用できる組織・機構
- ⑧緊急時に即応できる組織・機構

## 【庁舎別組織】

### 一宮庁舎

企画部門  
総務部門  
市民福祉部門  
経済部門  
会計課  
議会事務局  
監査事務局

### 尾西庁舎

建設部門  
水道部門  
(一部除く)  
窓口部門

### 木曾川庁舎

教育部門  
窓口部門

# 一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

総務文教部会 総務・選挙分科会

協議項目	事務組織及び機構の取扱い		
先進事例	さいたま市	H13. 5. 1	<p>新市の行政組織・機構は、以下の事項を基本として、合併6か月前までに調整する。                      なお、職員定数については現行のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 市民が利用しやすく、わかりやすい組織・機構</li> <li>2. 簡素で効率的な組織・機構</li> <li>3. 新市建設計画を円滑に遂行できる組織・機構</li> <li>4. 指揮命令系統が明確な組織・機構</li> <li>5. 地方分権へ柔軟に対応できる組織・機構</li> <li>6. 新たな行政課題を見据えた組織・機構</li> </ol>
	新居浜市	H15. 4. 1	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 現在の別子山村役場は、当面支所として存続させるものとする。</li> <li>2. 支所の組織については、住民サービスに急激な変化をきたすことのないよう配慮し、段階的に再編、見直しを行うものとする。</li> <li>3. 別子山村に置かれている附属機関等は、原則として新浜市に統合するものとする。                      なお、独自に置かれている附属機関等については、実態を考慮し整備するものとする。</li> </ol>
	田原市	H15. 8. 20	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 新市の事務組織及び機構は『新市における事務組織・機構の整備方針』に基づき整備する。</li> <li>2 現在の赤羽根町役場については、支所として存続させるものとする。なお、支所の組織については、住民サービスが低下しないように十分配慮し、段階的に再編、見直しを行うものとする。</li> </ol>

## 窓口業務について（協定項目第23－8号）

窓口業務に係る調整方針（案）を次のとおり提案する。

協定項目	窓口業務
調整方針	<p>窓口業務については、できる限り住民サービスの低下を招かないよう十分配慮し、また、合併後の業務量の変化や地域住民の利用動向を踏まえ、段階的に再編、見直しを行うものとする。</p> <p>(1) 一宮市出張所、尾西市南部公民館、尾西市老人憩の家での取扱い業務は現行のとおりとする。</p> <p>(2) 尾西庁舎、木曾川庁舎での取扱い業務は、一宮市出張所取扱い業務を基本に、とりわけ福祉部門の窓口業務については、原則、一宮庁舎と同等の業務内容となるよう、合併時まで調整に努めるものとする。</p>

協議状況			
提案	平成16年	7月	2日
協議	平成16年	7月	2日
確認	平成	年	月 日



# 一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会

協議項目	窓口業務			
調整方針（案）	<p>窓口業務については、できる限り住民サービスの低下を招かないよう十分配慮し、また、合併後の業務量の変化や地域住民の利用動向を踏まえ、段階的に再編、見直しを行うものとする。</p> <p>(1) 一宮市出張所、尾西市南部公民館、尾西市老人憩の家での取扱い業務は現行のとおりとする。</p> <p>(2) 尾西庁舎、木曾川庁舎での取扱い業務は、一宮市出張所取扱い業務を基本に、とりわけ福祉部門の窓口業務については、原則、一宮庁舎と同等の業務内容となるよう、合併時まで調整に努めるものとする。</p>			
項目	一宮市	尾西市	木曾川町	各項目の調整方針
1. 取扱い業務	<p>○出張所取扱い業務</p> <p>(1) 出張所施設の管理に関すること。</p> <p>(2) 公印の管守に関すること。</p> <p>(3) 戸籍、住民基本台帳及び印鑑に関する各種届、申請書等の受付及び証明に関すること。</p> <p>(4) 国民健康保険に関する各種届、申請書等の受付並びに保険証の交付及び加除に関すること。</p> <p>(5) 国民年金に関する各種届、申請書等の受付及び年金手帳の加除に関すること。</p> <p>(6) 埋火葬の許可並びに霊きゅう車及び斎場使用の許可に関すること。</p> <p>(7) 母子健康手帳の交付に関すること。</p> <p>(8) 市税の各種届、申告書等の受付及び証明に関すること。</p> <p>(9) 生活保護家庭関係者の医療券に関すること。</p> <p>(10) 介護保険に関する各種届、申請書等の受付に関すること。</p> <p>(11) 広報及び各種文書の配付に関すること。</p> <p>(12) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。</p> <p style="text-align: center;">（一宮市出張所処務規則 抜粋）</p>	<p>○南部公民館・老人憩の家での取扱い業務</p> <p>戸籍</p> <p>住民基本台帳</p> <p>印鑑登録の証明等 の発行</p>		<p>一宮市出張所、尾西市南部公民館、尾西市老人憩の家での取扱い業務は現行のとおりとする。</p>

## 一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

項 目	一 宮 市	尾 西 市	木 曾 川 町	各項目の調整方針
2. 窓 口 の 延 長	<p>○延長日時</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第2・4木曜 (午後5時15分～午後7時)</li> <li>・第4日曜 (午前9時～正午)</li> </ul> <p>○対象課</p> <p style="text-align: center;">市民課・市民税課・資産税課・収税課</p> <p>○対象事務</p> <p>(市民課)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住民票の写し</li> <li>・印鑑証明書</li> <li>・戸籍謄抄本</li> <li>・原戸籍謄抄本</li> <li>・除籍謄抄本 の発行</li> </ul> <p>(市民税課・資産税課・収税課)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各種証明発行業務</li> <li>・収納業務</li> <li>・納税相談</li> </ul>	<p>○延長日時</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・毎週水曜 (午後5時15分～午後8時)</li> </ul> <p>○対象課</p> <p style="text-align: center;">市民課・税務課・収納課</p> <p>○対象事務</p> <p>(市民課)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住民票の写し</li> <li>・印鑑証明書</li> <li>・戸籍謄抄本</li> <li>・原戸籍謄抄本</li> <li>・除籍謄抄本 の発行</li> </ul> <p>(税務課・収納課)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各種証明発行業務</li> <li>・収納業務</li> <li>・納税相談</li> </ul>	<p>○延長日時</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第2・4水曜 (午後5時15分～午後7時)</li> </ul> <p>○対象課</p> <p style="text-align: center;">住民課・税務課</p> <p>○対象事務</p> <p>(住民課)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住民票の写し</li> <li>・印鑑証明書</li> <li>・戸籍謄抄本</li> <li>・原戸籍謄抄本</li> <li>・除籍謄抄本 の発行</li> </ul> <p>(税務課)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各種証明発行業務</li> <li>・収納業務</li> <li>・納税相談</li> </ul>	<p>窓口業務の時間延長については、尾西・木曾川庁舎において毎週木曜日の午後7時まで実施し、一宮庁舎においては毎週木曜日の午後8時まで実施するものとする。</p> <p>ただし、日曜日の窓口業務については、一宮庁舎のみ現行どおり第4日曜日の午前9時～正午まで実施するものとする。</p>
3. 時間外(土・日・休日含む)の受付窓口	<p>○住民票の写しの時間外受付 (要電話予約)</p> <p>(1) 交付日時</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・月～金曜日(休日を除く) 午後5時30分～午後9時</li> <li>・土、日曜日、休日 午前9時～午後9時</li> </ul> <p>(2) 交付場所</p> <p style="text-align: center;">市役所西玄関宿直室受付窓口</p> <p>○その他の時間外受付窓口</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・埋火葬許可証、斎場使用許可証の発行</li> <li>・斎場使用予約の受付</li> <li>・戸籍届書の受領</li> <li>・市税、住宅使用料、水道使用料の預かり</li> </ul>	<p>○住民票の写し及び印鑑証明書の時間外受付 (要電話予約)</p> <p>(1) 交付日時及び交付場所</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・図書館 土、日曜日、休日 午前10時～午後6時</li> <li>・南部公民館 土、日曜日、休日 午前9時～午後5時</li> <li>・市役所北玄関宿直室受付窓口 月～金曜日(休日を除く) 午後5時15分～午後8時</li> </ul> <p style="text-align: right;">(住民票の写しのみ)</p> <p>○その他の時間外受付窓口</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・埋火葬許可証、斎場使用許可証の発行</li> <li>・斎場使用予約の受付</li> <li>・戸籍届書の受領</li> </ul>	<p>○住民票の写しの時間外受付 (要電話予約)</p> <p>(1) 交付日時</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・月～金曜日(休日を除く) 午後5時30分～午後9時</li> <li>・土、日曜日、休日 午前9時～午後9時</li> </ul> <p>(2) 交付場所</p> <p style="text-align: center;">役場北西側宿直室受付窓口</p> <p>○その他の時間外受付窓口</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・埋火葬許可証の発行</li> <li>・斎場使用予約の受付</li> <li>・戸籍届書の受領</li> </ul>	<p>時間外の受付窓口については、引き続き各庁舎に設置し、時間及び業務内容については一宮市に合わせ、印鑑証明書は交付しないものとする。</p> <p>ただし、図書館での交付は尾西庁舎へ移管し、南部公民館においては従来の日時において、住民票の写しのみを交付するものとする。</p>

# 一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会

協議項目	窓口業務									
先進事例	市町村名	合併期日	調 整 方 針							
	さいたま市	H13.5.1	市民窓口業務については、市民サービスの向上を観点に統合又は再編するものとする。既設の支所・出張所の配置等については現行のとおりとする。							
	新居浜市	H15.4.1	窓口業務については、住民サービスの低下を招かないよう調整に努めるものとする。							
	田原市	H15.8.20	窓口業務については、田原町の制度に統一する。ただし、これにより難しい場合は、両町の実態に合わせ調整を行うものとする。							
参考資料	電話予約による住民票等の時間外交付(受渡)一覧									
	場 所	曜 日	一 宮 市		尾 西 市		木 曾 川 町		新 市	
			住民票	印 鑑	住民票	印 鑑	住民票	印 鑑	住民票	印 鑑
	市 役 所 町 役 場	月～金(休日を除く)時間外	○	-	○	-	○	-	○	-
		土・日・休日	○	-	-	-	○	-	○	-
	図 書 館	土・日・休日のみ	-		○	○	-		-	-
南 部 公 民 館	土・日・休日のみ	○			○	○			-	

# 一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会

協議項目	窓口業務															
参 考 資 料	<p>◆第3回 一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会 確認事項◆</p>															
	<p>1 事務所の設置方式</p>															
	<p>現一宮市役所を本庁舎とする、分庁方式とする。</p>															
	<p style="text-align: center;">【事務所の設置方式の比較】</p> <table border="1" data-bbox="600 566 2105 1005"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>分庁方式</th> <th>本庁方式</th> <th>支所方式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>概要</td> <td>合併関係市町の庁舎に行政機能を持たせて振り分け利用する。</td> <td>合併市町の組織を一つの庁舎（本庁）に集約し、本庁以外の従来の庁舎は、出張所とする。</td> <td>管理部門や事務局部門を除き、従来の合併関係市町の庁舎における行政機能をそのまま残す。</td> </tr> <tr> <td>メリット</td> <td>既存施設の利用のため、建設費は改装費程度で済む。</td> <td>事務の効率化が図られ、新市誕生の印象は強い。</td> <td>住民や職員にとって最も現状に近く、サービスが容易に提供できる。</td> </tr> <tr> <td>デメリット</td> <td>各業務を分散させた場合の住民に対する周知が必要であり、管理上は非効率的である。</td> <td>新庁舎を建設するとなると莫大な費用がかかる。</td> <td>人件費等の削減が期待できにくく、合併による事務効率化が生かされない。新市の一体感に欠ける。</td> </tr> </tbody> </table>	項目	分庁方式	本庁方式	支所方式	概要	合併関係市町の庁舎に行政機能を持たせて振り分け利用する。	合併市町の組織を一つの庁舎（本庁）に集約し、本庁以外の従来の庁舎は、出張所とする。	管理部門や事務局部門を除き、従来の合併関係市町の庁舎における行政機能をそのまま残す。	メリット	既存施設の利用のため、建設費は改装費程度で済む。	事務の効率化が図られ、新市誕生の印象は強い。	住民や職員にとって最も現状に近く、サービスが容易に提供できる。	デメリット	各業務を分散させた場合の住民に対する周知が必要であり、管理上は非効率的である。	新庁舎を建設するとなると莫大な費用がかかる。
項目	分庁方式	本庁方式	支所方式													
概要	合併関係市町の庁舎に行政機能を持たせて振り分け利用する。	合併市町の組織を一つの庁舎（本庁）に集約し、本庁以外の従来の庁舎は、出張所とする。	管理部門や事務局部門を除き、従来の合併関係市町の庁舎における行政機能をそのまま残す。													
メリット	既存施設の利用のため、建設費は改装費程度で済む。	事務の効率化が図られ、新市誕生の印象は強い。	住民や職員にとって最も現状に近く、サービスが容易に提供できる。													
デメリット	各業務を分散させた場合の住民に対する周知が必要であり、管理上は非効率的である。	新庁舎を建設するとなると莫大な費用がかかる。	人件費等の削減が期待できにくく、合併による事務効率化が生かされない。新市の一体感に欠ける。													
<p>2 窓口部門等の業務内容（分庁機能以外の機能）</p>																
<p>【窓口事務】 + 【地域審議会関連事務】とする。</p>																
<p>(1) 窓口事務</p> <p>現一宮市には、10の出張所があり、住民が市役所まで出向かなくても済むよう、市民・福祉・保健に加え市税の各種届・申告書等の受付・証明などの事務を処理している。                      地域バランス上、現尾西市役所、現木曾川町役場においても、これら住民に密接した事務を執り行う必要があり、その範囲は一宮市出張所の事務内容を基本とする。</p>																

# 一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会

協議項目	窓口業務	
一宮市出張所における取扱い業務一覧		
<p><b>《 税 務 部 門 》</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市民税に係る各種証明書の発行               <ul style="list-style-type: none"> <li>所得証明</li> <li>個人市町民税・法人市町民税課税証明</li> <li>個人市町民税・法人市町民税非課税証明</li> <li>個人市町民税納税証明</li> <li>個人市町民税扶養証明</li> <li>法人の所在地兼事業証明、個人の事業証明</li> <li>法人市民税納税証明</li> <li>軽自動車等車検用納税証明</li> <li>その他の証明願</li> </ul> </li> <li>・ 市民税に係る各種申告書の受付               <ul style="list-style-type: none"> <li>市町・県民税申告</li> <li>原付自転車の登録・廃車申告</li> <li>法人市町民税確定・中間申告</li> <li>給与支払報告書の受付</li> </ul> </li> <li>・ 異動届（特別徴収分）</li> <li>・ 法人設立・異動届</li> <li>・ 開業・廃業届（主に事業証明書等の発行のため）</li> <li>・ 固定資産税に係る各種証明書の発行               <ul style="list-style-type: none"> <li>土地所有証明（車庫）</li> <li>物件証明（土地・家屋）</li> <li>評価証明（土地・家屋）</li> <li>課税証明（土地・家屋）</li> <li>評価通知（土地・家屋）</li> <li>納税証明</li> <li>確定申告用固定資産課税額調査票（土地・家屋）</li> </ul> </li> <li>・ 固定資産税に係る各種申告書の受付               <ul style="list-style-type: none"> <li>取壊家屋申告書</li> <li>固定資産税住宅用地申告書</li> <li>固定資産税に係る被災住宅用地の申告書</li> </ul> </li> </ul>	<p>償却資産申告書受付</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 未登記家屋の所在地番変更届</li> <li>・ 家屋用途変更届</li> <li>・ 納税組合に係る業務</li> <li>・ 口座振替の申込み及び解約手続き</li> <li>・ 税の収納に係る業務（納付書の再発行含む）</li> <li>・ 軽自動車標識紛失弁償金徴収業務</li> </ul> <p><b>《 住 民 部 門 》</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各種届出の受付               <ul style="list-style-type: none"> <li>住基諸届取扱い（転入・転出・転居ほか）</li> <li>戸籍届出の受付（出生・婚姻・離婚・養子ほか）</li> </ul> </li> <li>・ 各種案内等の配布（公共施設案内、健康広場ほか）</li> <li>・ 各種証明書の発行               <ul style="list-style-type: none"> <li>住民票等の発行</li> <li>戸籍謄抄本等の発行</li> <li>印鑑証明書の発行</li> </ul> </li> <li>・ 住民基本台帳カードの交付申請等の受付</li> <li>・ 住民基本台帳カードの発行</li> <li>・ 印鑑登録の受付</li> <li>・ 印鑑登録手帳の発行</li> <li>・ 外国人登録原票記載事項証明書発行</li> <li>・ 埋火葬許可書等の発行</li> </ul> <p><b>《 保 険 ・ 年 金 部 門 》</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国保関係               <ul style="list-style-type: none"> <li>国民健康保険の資格異動の届出</li> <li>国民健康保険証の発行</li> <li>短期保険証の発行</li> <li>遅延理由書の受付</li> <li>資格証明書の発行</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>出産育児一時金の支給申請</li> <li>葬祭費の支給申請</li> <li>高額療養費の支給申請</li> <li>療養費の支給申請（装具、証未提示）</li> <li>国民健康保険税の口座振替の申込み及び解約手続き</li> <li>納税証明書の発行</li> <li>国民健康保険税の試算（電話による取次ぎ）</li> <li>納付確認書の発行</li> <li>納付書の再発行</li> <li>簡易申告書の受理</li> <li>・ 年金関係               <ul style="list-style-type: none"> <li>農業者老齢年金受給権者現況届の受付</li> <li>免除申請書の受付</li> <li>学生納付特例申請書の受付</li> <li>障害基礎年金定時届の受付</li> <li>老齢福祉年金定時届</li> <li>老齢福祉年金証書の預り及び預り証の発行</li> <li>国民年金資格取得届（2号→1号）</li> <li>国民年金種別変更届（3号→1号）</li> <li>国民年金資格喪失届</li> <li>死亡届</li> <li>死亡一時金</li> <li>付加保険料申出書</li> <li>在外任意</li> <li>住所変更届（転居、転入、転出）</li> <li>氏名変更</li> <li>法定免除該当届</li> <li>手帳再交付申請書（1号のみ）</li> <li>老齢福祉年金未支給請求書</li> <li>老齢福祉年金死亡届</li> <li>障害・遺族・寡婦年金未支給請求書</li> </ul> </li> </ul>

# 一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

## 一宮市出張所における取扱い業務一覧

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 福祉医療関係             <ul style="list-style-type: none"> <li>乳幼児医療費受給者証交付申請</li> <li>乳幼児医療費受給者証の発行</li> <li>福祉給付金支払証明書の発行</li> <li>医療費受給者証再交付申請</li> <li>福祉医療費支給申請</li> <li>受給者証資格変更・喪失届出</li> <li>高齢受給者証・限度額任用標準負担額認定証等再交付申請書の受付</li> </ul> </li> </ul> <p><b>《福祉・介護部門》</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児童手当申請受付</li> <li>・ 児童手当現況届受付</li> <li>・ 老人無料入浴券の交付申請受付</li> <li>・ 金婚記念祝賀式の申請受付</li> <li>・ シルバー優待証明カードの発行</li> <li>・ 医療扶助申請受付業務</li> <li>・ 介護保険に係る資格異動届（転入・転出・死亡など）の受付</li> <li>・ 介護保険被保険者証等再交付申請書の受付</li> <li>・ 介護保険料の口座振替の申込み及び解約手続き</li> <li>・ 介護保険料の収納</li> <li>・ 介護保険料納付等の相談業務</li> </ul>	<p><b>《健康部門》</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 予防接種手帳交付事務</li> <li>・ 健康手帳交付事務</li> <li>・ 母子手帳の交付</li> <li>・ 母と子のしおりの交付</li> <li>・ 犬猫避妊手術等補助金申請</li> <li>・ 殺虫剤・殺鼠剤申込書等の受付</li> </ul> <p><b>《企画部門》</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 防犯灯に係る申請等受付             <ul style="list-style-type: none"> <li>防犯灯新設補助金申請</li> <li>防犯灯維持費補助金申請</li> <li>防犯灯認定届</li> <li>防犯灯廃灯届</li> </ul> </li> <li>・ 町内会に係る届出等の受付             <ul style="list-style-type: none"> <li>町会長等変更届の受付</li> <li>町内会世帯数と広報配布部数等の報告書の受付</li> <li>町内会事務研究報償費・町内会事務手数料口座振込申請書等の受付</li> <li>町内会運営交付金口座振込申請等の受付</li> </ul> </li> <li>・ 市民憲章推進協議会 ゴミゼロ運動実施計画書の受付</li> <li>・ 市民憲章推進協議会 優良実践者推薦書の受付</li> <li>・ スクールバスパスカード申請</li> </ul>	<p><b>《教育部門》</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 転校手続き</li> <li>・ 私立高等学校等授業料助成金申請書の受付</li> <li>・ 学齢簿の保管</li> <li>・ 私立小・中学校入学許可証の受付</li> </ul> <p><b>《建設部門》</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 住居表示変更証明書発行</li> <li>・ 市町営住宅申込・入居案内書交付</li> <li>・ 地価公示等図書の閲覧</li> </ul> <p><b>《その他》</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各種相談業務取次ぎ</li> <li>・ 貸出し図書の返却受付</li> <li>・ 選挙人名簿等の縦覧</li> <li>・ 在外選挙人附票の保管</li> <li>・ 選挙に係る証明書の交付</li> <li>・ ふれあいごみ収集申込書の受付</li> <li>・ 各種社会教育事業等のチケット販売ほか</li> <li>・ 粗大ごみ収集チケットの販売</li> <li>・ 成人式案内状交付申請書の受付</li> <li>・ その他収納事務（日本赤十字社員費、共同募金ほか）</li> </ul>
--	---	---

## 合併協議会の開催日程について

	開催日時	会場
第10回	7月27日(火)14時から	一宮地場産業ファッションデザインセンター1階展示ホール